

利用環境WG(第3回)議事要旨(案)

1 日 時

平成16年5月14日(金) 16時00分から18時00分

2 場 所

総務省第2会議室(地下一階)

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員

堀部政男(座長)、井崎直次、大谷和子、佐野真理子、田島正広、東倉洋一、三石多門、
守安隆、脇浜紀子

(2) 総務省

鈴木統括官、桜井審議官、吉崎総合政策課長、今川総合政策課課長補佐、高地総合政
策課課長補佐

4 議 題

(1) 構成員より発表

ニフティ(株)取締役サービス事業部長

井崎 直次

(株)日本総合研究所法務部長

大谷 和子

よりヒアリングを行った。

(2) 事務局より説明

(1)、(2)に対して、各構成員と事務局との間で以下のような議論が行なわれた。

【井崎構成員の発表について(資料3)】

フォーラムのマネージャ制度における保険はどのようなものか。

マネージャがトラブルの解決を行うことに伴い訴訟等となった場合、支払うこととな
った損害賠償金や弁護士費用等に対応するもの。

このような保険制度は、情報保険として70年代より議論されてきたが、コストに見
合わないため一般化しておらず、海外でも例が少ない。

第三者機関による格付け等、プロバイダに対するベンチマーキングはあるのか？

まだ行われていないが、昨年から今年にかけてベンチマーキングや、基準の整備が始まった。

インターネットサービスプロバイダに限り、利用者保護等のための認証制度として SS マークがある。

テレコムサービス協会の HP に SS マークを取得しているプロバイダに関する情報があるものの、利用者への周知徹底がなされておらず、活用しにくい。また、利用者のセキュリティなどへの意識が低い。

有料セキュリティサービスへの加入率はどうなっているか。

メールのウイルス対策で 20%、外部からのアタックにも対応できるブロードバンド一括対策だと 5% の水準であり、利用者の意識低い。

新しく加入しようとする人にとっては、低料金が重視していると考えているが、セキュリティに関しては意識が低く、加入するまでセキュリティなどの重要性に気付かない。

安全安心には二つある。一つはネットワークそのものの安全。もう一つはネットワークを使って安心であること。

【大谷委員発表について（資料 4）】

ブランド服飾販売店で RFID を用い、店舗での顧客の試着情報が自動的に顧客カードに登録されるという話は、売り上げが増加したこれは成功例として聞いている。

富裕層を顧客とした一部のブランド服飾店で成功例とされているのは事実だが、一般の服飾店にも普及することに対し、消費者は心配している。

一般の販売店におけるタグの導入について、アメリカでは消費者団体の反対運動もあり、大問題となっている。

【ユビキタスネット社会の課題と取り組み状況について（資料 5）】

例えば、OSなどは、新しいモノはセキュリティなどが充実しているが、古いバージョンはサポートが切れ、利用者は、新しいものに対応せざるをえない。この問題は、リテラシーとの関係で課題と言えるのではないか。制度的解決は困難だが、放置して良いのだろうか。

新たな課題という気がする。

表の形式であるが、法制度有無の欄について、×を全部に関してつけなければいけないというものではないのではないか。

が良くて、×が悪いという価値判断を含んだものではない。ファクトとして記載している。

表の網掛けの部分の判断の基準に関して疑問。例えば「環境」のところ。この部分などは、全部、白でも良いくらいである。他にも、「携帯電話マナー」とか、とても対応されているとは思えない。

事務局としては、行政としてできることという観点から整理しており、制度、法という形あるものに網掛けを施している。網掛けのある項目に、制度はあっても実効性のないものが含まれているのは事実。

モバイル機器の利用に係る法的整備が進んでいる中、運転中の電話使用の件はどうなったのか。

ハンズフリーという、運転中はハンドルを握ったまま話すことに限り可能となっている。

【「ユビキタスネット社会の課題と取組状況」の整理について（資料6、7）】

「社会的な影響」とは、どのような意味でのものなのか。一つ問題が起こると波及効果が大きいということなのか、それとも、それ自体がそもそも大きいのか？

特段、区別をしていない。

資料7の整理は、全体像が明確になり、分かり安い。例えば、「個人情報の流出」など

は、保護法ができて、図の真ん中くらいまで来た。施行になったら、さらに右に行くのではないか。ただ、保護法で流出までカバーできるかは問題であるが。

「個人情報の流出」の項目は、図の左に引っ付いているほど対応が充実していないのではないか。そもそも、全体的に左についていても良いと思う。

制度的整備されていても実効性がないものを図中でどのように整理すべきかという問題もある。

社会的に影響が大きくて、かつ、対応策が充実されていないのが重要というのは分かる。ただ、社会的影響度、充実度も様々な尺度があり、難しい。それから、位置の問題も難しい問題である。

また、対応が日々刻々と変わってくるので、その反映と言うのも難しい。

悪い方に移動しているものから芽をつぶしていくというのも一つの視点。

影響力の問題がある。「誰でも、どこでも」、ということであるが、図は標準的な人物像に関して描かれているのだと思う。しかし、例えば、IT 弱者、子供、お年寄り、から見ると影響の大きさが違って来る。そのような項目については、個別に考えるべきではないか。

特に影響のありそうな項目だけピックアップするなど、別の整理の仕方が必要なのでは。

その考えには賛成。社会的影響の大きさには、量と質がある。

コミュニティ、カテゴリーごとに、価値判断が違う。

3次元表示は大変だから、別の色でマーキングするとかの方法があるのではないか。

ヒントにして、事務局で工夫してみてください。

【ユビキタスネット社会における憲章・骨子素案について（資料8）】

「安心安全」の項目として、全体がつながった時の危機という視点が必要ではないか。例えば、携帯電話が正月に集中しパンクすることなど、システム的な集中による脆弱性の他、ちょっとした風評等による会社の社会的信用が加速度的にカタストロフィーを起こす等の課題をどこかに入れることはできないか。

「いつでもどこでもネットワークにアクセスする」や「サイバー社会への対応」の項

目とも考えられる。

ユビキタス部分をインフラという視点からも整備すべき。

サイバー社会とユビキタスネット社会の関係を整理する必要もある。

ユビキタスネット社会は、サイバー社会と現実社会とで成り立っていると解釈している。

現実社会なら、道が混雑しているなどの問題が目に見えるが、サイバーの世界では、問題があってもそれを身体感覚で問題としてとらえられない。これが問題。地球上の全員が、ひとところに集まってしまうことが可能で、さらに、それをみんな知らないということが起りうる。

前文で、何のためのユビキタスネット社会なのかという視点が必要。

「行政や社会の責務」とかの記述があるが、これは何か？行政以外のものを社会と呼んでいるのか？

ここでの社会は、個人を想定したものではない。安全安心なユビキタスネット社会に向けて行政のみが頑張るというのではなく、会社、地域社会、NPO、NGOなどの協力が必要。そのようなものの責務ということ。

【今後の検討スケジュールについて（資料9）】

憲章を作成していくことに関して賛成。いくつかの言語でやりたい。

意義として、インターネットガバナンスの在り方に一石を投じることになる。

今までは民間主導が主流であったが、逆に行政主導の中国がある中で、人間が人間らしくあるために、ユビキタスネット社会におけるインターネットガバナンスは如何にあるべきかの議論につながるのではないか。是非、まとめていきたい。